

福島市男女共同参画推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条―第8条）

第2章 基本的施策等（第9条―第12条）

第3章 福島市男女共同参画審議会（第13条―第15条）

第4章 雑則（第16条）

附則

男女は、すべて人として平等な存在であり、男女の人権は尊重されなければならない。

そして、個人の尊重と法の下の平等をうたう日本国憲法の下、また、女性に対するあらゆる差別撤廃に関する条約を基本とした国際的な連携の中、男女の実質的な平等の実現に向けた様々な取組が行われてきた。

しかしながら、いまだに性別役割分業意識が根強く残り、その意識に基づく社会の制度や慣行において多くの課題が残されている。

福島市においても、人間尊重のまちづくりを基本理念に、男女平等の実現に向けて取り組んできたが、女性の就業率が全国平均より高く、出産育児により就業を中断する女性の割合は全国平均を下回っていることや、農業をはじめとした自営業に主体的にかかわる女性の割合が多いにもかかわらず、企業方針の決定や政策の決定において、その割合に比べて女性の参画が進んでいない。

このような状況に加え、少子高齢化の進展、多様性理解の増進、経済活動の成熟化、国際化及び情報化の急速な進展により、家族形態の多様化、就労状況等が大きく変化する時代を迎える中、心豊かにいきいきと暮らせる美しい元気な福島を築くことを目指し、男女が性別にとらわれることなく、個性と能力が発揮できる男女共同参画社会を形成することが、ますます重要となっている。

ここに、すべての市民が、性の多様性を尊重しつつ、男女平等を基本とした男女共同参画社会の実現を目指すことを決意するとともに、基本理念を明らかにし、総合的かつ計画的に男女共同参画を推進するために、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画推進社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に実施することにより、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2)事業者 市内において事業を行う営利法人、公益法人、農業、商工業等の個人事業主、特定非営利活動法人、自治会等をいう。
- (3)ジェンダー 生物学的又は生理学的な性差と異なり、男女の役割を固定的にとらえる社会的又は文化的に培われ、形成されてきた性差をいう。
- (4)ジェンダー・フリー 人々の行動又は生き方を、ジェンダーによって枠にはめることなく、男女が共に多様な生き方を許容する社会をつくろうという考え方をいう。
- (5)リプロダクティブ・ヘルス及びリプロダクティブ・ライツ 男女の対等な関係の下に、互いの性に関する理解及び決定が尊重されるとともに、産む性としての女性の生涯にわたる健康及びその権利をいう。
- (6)セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。
- (7)ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人等の身近な異性から受ける肉体的、性的、精神的又は経済的な暴力をいう。
- (8)ポジティブ・アクション 第1号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(9)性の多様性 性的指向(いずれの性別を恋愛感情又は性的な関心もしくは興味の主な対象とするかしないかを表わすことをいう。)及び性自認(自己の性別についての認識をいう。)が多様であることをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進は、性別による固定的な役割分担を反映した、社会における制度又は慣行をなくし、ジェンダー・フリーの実現に努めるとともに、これらの制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮されなければならない。

- 3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び社会生活における活動を円滑に行うことができるよう配慮されることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進は、リプロダクティブ・ヘルス及びリプロダクティブ・ライツが確立されること及び生涯にわたり男女が健康な生活を営むことについて配慮されることを旨として、行われなければならない。
- 6 男女共同参画の推進は、性の多様性が尊重されることを旨として、行われなければならない。
- 7 男女共同参画の推進は、国際的協調の下に行われなければならない。

（市の責務）

- 第4条** 市は、前条各項に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、実施するものとする。
- 2 市は、男女共同参画を推進するに当たっては、市民、事業者、国及び他の地方公共団体と連携して取り組むものとする。
 - 3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（市民の責務）

- 第5条** 市民は、基本理念にのっとり、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画に関する理解を深め、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

- 第6条** 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備を積極的に進めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策、調査等に協力するよう努めなければならない。

（性別による権利侵害の禁止等）

- 第7条** 何人も、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、性別を理由とする権利侵害及び直接的であるか間接的であるかを問わず差別的取扱いを行ってはならない。
- 2 何人も、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、セクシャル・ハラスメントを行ってはならない。
 - 3 何人も、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、過度の性的表現及び男女の役割を固定的にとらえた表現並びに男女間における暴力的行為を助長させる表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 基本的施策等

(基本計画)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 市長は、基本計画の策定に当たっては、広く市民の意見を取り入れることと併せて福島市男女共同参画審議会による調査、研究及び意見を十分反映させなければならない。

3 市長は、基本計画を広く市民に公表するとともに、毎年、実施計画書及び実施状況報告書についても公表しなければならない。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(基本的施策)

第10条 市は、男女共同参画の推進のため、次に掲げる基本的施策を行うものとする。

(1)男女共同参画の推進に関する広報活動を充実し、市民及び事業者の理解を深めるよう努める。

(2)幼児期からの学習及び義務教育の場においてジェンダー・フリーをはじめとする男女共同参画の概念について理解が深められるよう努める。

(3)男女共同参画の推進に関して、人材を育成し、啓発をはじめとする各種事業において広くその人材を活用し、地域の指導者としての活動を支援するよう努める。

(4)農業をはじめとした家族経営による自営業に従事する男女に対し、男女共同参画の推進に必要な情報の提供その他の支援をするよう努める。

(5)あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、市民及び事業者と協力し、ポジティブ・アクションによりその状態を是正し、及び解消するよう努める。

(6)市長その他の執行機関は、審議会等の委員を委嘱し、又は任命するときは、男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないよう努め、市長その他の執行機関の関係する団体の役員等についても、男女のいずれか一方の役員等の数は、役員等の総数の10分の4未満とならないように協力を求める。

(7)男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、男女共同参画に関する調査及び研究並びに情報の収集及び分析をし、市民及び事業者に対し、情報の提供その他の

支援をするよう努める。

(苦情の処理等)

第11条 市は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する市民及び事業者からの苦情を適切に処理するために必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害に関して市民及び事業者から相談の申出があったときは、他の行政機関と連携し必要な措置を講ずるものとする。

(拠点施設)

第12条 市は、男女共同参画を推進するとともに、市民及び事業者による男女共同参画の推進に関する取組を支援するため、総合的な拠点施設を設置するものとする。

第3章 福島市男女共同参画審議会

(設置及び権限)

第13条 男女共同参画の推進のため、市長の附属機関として福島市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項について調査審議する。

3 審議会は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を調査し、市長に対して意見を述べることができる。

(組織)

第14条 審議会は、委員13人以内で組織し、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。この場合において、市長が適当と認める者のうち一部を公募するものとする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された委員の任期は、それぞれ前任者又は他の委員の任期の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委任)

第15条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑則

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3章の規定は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（令和5年9月29日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。